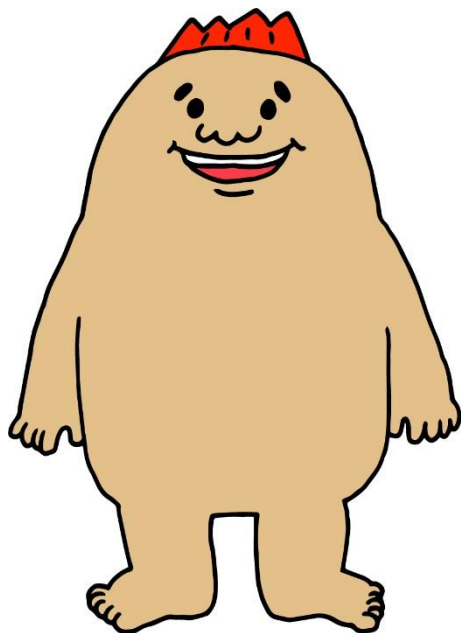


福祉用具貸与・特定福祉用具販売 における留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

鹿児島市 長寿あんしん課
長寿施設係



根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例



福祉用具貸与の基本方針

鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

第248条

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第237条

指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。



福祉用具販売の基本方針

鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

第265条

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第254条

指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。



留意点

①

指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の提供に当たって

- ◆ **必ず提供する事業者**において、福祉用具専門相談員が利用者の身体の状態に応じて福祉用具の調整を行ってください。
- ◆ **当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を**記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ってください。
- ◆ 必要に応じて、実際に当該福祉用具を利用者に使用させながら使用方法の指導を行ってください。



留意点 ②

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について（令和6年4月施行）

利用者の過度の負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、令和6年4月から一部の福祉用具について、貸与と購入の選択ができるようになりました。

福祉用具種目・種類
選択制の対象となる

固定用
スロープ

持ち運びを要しないもの（撤去や別の箇所への移動、持ち運びができる可搬式のものは除きます。）

歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状である固定式歩行器または交互式歩行器
（車輪・キャスターがついている「歩行車」は除きます。）

歩行補助
つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖
（松葉つえは除きます。）



福祉用具の提供にあたっては、以下の事項について実施し、利用者の同意を得る必要があります。

貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス

- 貸与と販売のいずれかが利用者が選択できることの説明
- 貸与と販売それぞれのメリット、デメリットについて説明
- 利用者の選択に当たっての必要な情報の提供
- 医師や介護支援専門員等の専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案

福祉用具専門相談員
または介護支援専門員

貸与後

利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性を検討

福祉用具専門相談員

モニタリングやメンテナンス等

販売後

- ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・ 利用者の要請に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要がある場合、使用方法の指導、修理等のメンテナンスを実施すること
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供

福祉用具専門相談員

※福祉用具貸与計画にモニタリングの実施時期を記載してください。（記載事項として追加されました。）

※介護予防福祉用具貸与と同様、福祉用具専門相談員がモニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付しなければなりません。



留意点

③

義務化に伴う減算の導入 (令和6年度介護報酬改定関係)

- ◆感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の事業所に対する減算（業務継続計画未策定減算）の導入

貸与 > 令和7年4月から

販売 > 対象外

- ◆虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない事業所に対する減算（高齢者虐待防止措置未実施減算）の導入

貸与 > 令和9年4月から※

販売 > 対象外

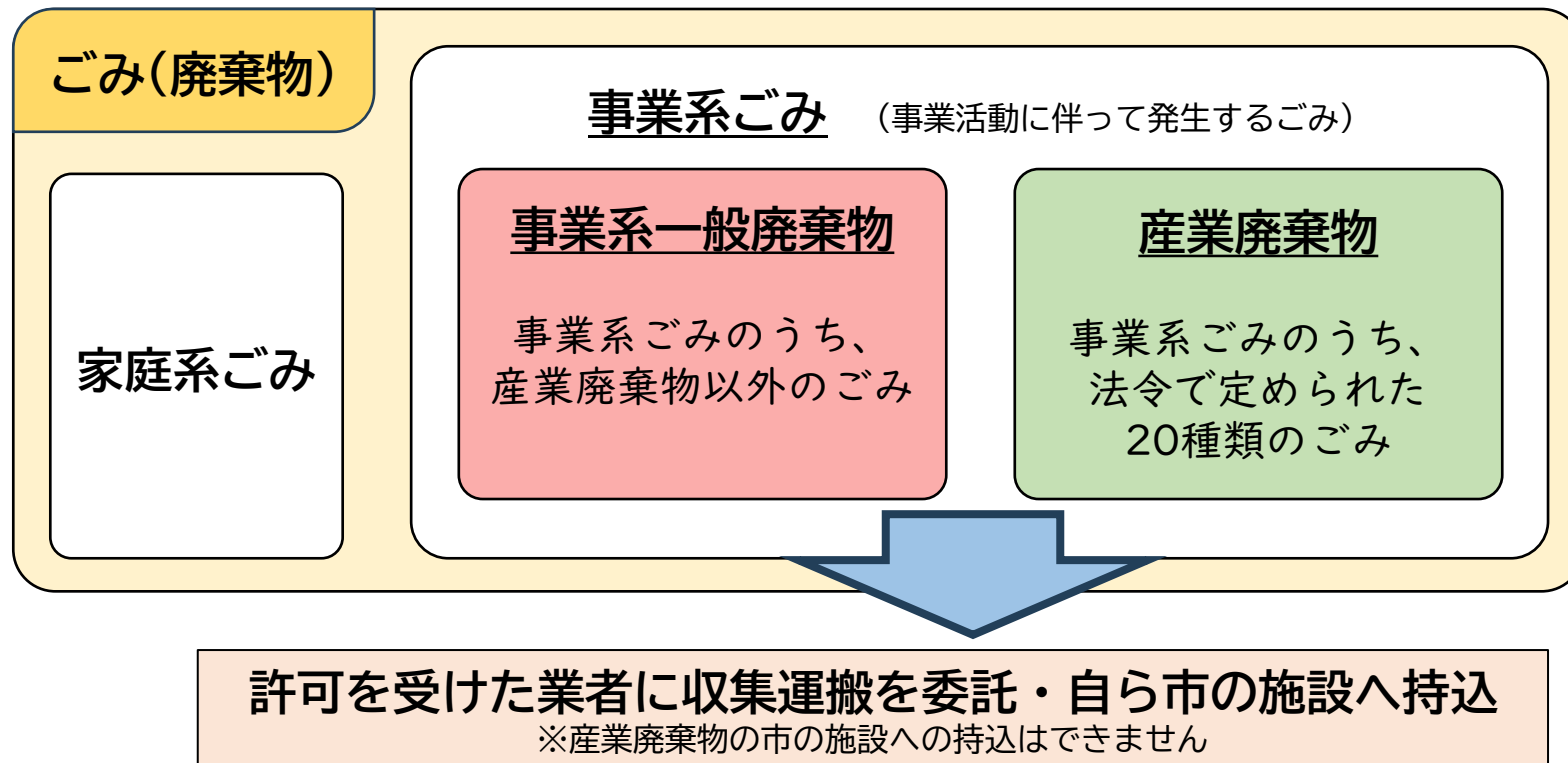
※減算とならないためには、適切に措置を講じるとともに、令和9年3月までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式改正は、令和9年2月見込）を提出する必要があります。

※提出時期については、本市ホームページやメールによりお知らせしますので、ご注意ください。



事業所ごみの適正処理

事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。



○鹿児島市 > 事業所ごみの適正処理 (介護保険事業所向け)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。

☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。

産業廃棄物の例

紙オムツ、プラボトル、ビニール、ラップトレイ類、空缶、金属製品、ガラス陶器、廃油など

Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。

適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「事業所ごみの適正処理ガイドブック」で確認。

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料金が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例

- Reduce (ごみを出さない工夫)
- ◆Reuse (ものを何度も大切に使う)
- ▲Recycle (資源として再利用する)

- 取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
- 生ごみを出す前に水切りをしている(生ごみの7～8割は水分！)
- ▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
- ▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの感染症に関する届出等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q&A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

